

見積結果報告書

見積日時・場所	令和元年8月29日 9時35分 第4庁舎第7会議室	
工事名	鵜住居地区災害対策用監視カメラシステム設置工事	
契約の相手方	住所	東京都中央区京橋1-14-4
	氏名	海洋総合開発株式会社 代表取締役 小川 宗樹
契約金額	4,914,000 円	
工期	自	令和元年9月2日
	至	令和元年9月27日
工事場所	釜石市鵜住居町13-103-1、釜石市只越町3-9-13	
工事概要	監視カメラシステム新設 1基	
随意契約理由	<p>本工事は、遠隔地における災害発生時において、リアルタイムに災害の状況を映像で把握し、緊急時の災害対応を行うとともに、住民の安心・安全の確保に役立たせることを目的に、鵜住居地区に災害対策用監視カメラシステムを設置するものである。</p> <p>災害対策用監視カメラシステムの仕様としては、迅速かつ的確な災害対策を実施するために、津波災害時には津波の状況や避難状況など、洪水・土砂災害時には浸水の状況や道路周辺の被害の様子など、火災発生時には家屋状況や道路交通状況など、いつ起こるか分からない災害に対して、昼間だけでなく夜間の完全な暗闇の場合も含めて、24時間撮影が可能であることが要求される。また、撮影された映像も、無線回線を通じて、スマートフォンやタブレットなどを利用して、どこでも監視できる防災体制を構築しておくことが必要とされる。</p> <p>海洋総合開発株式会社は、密漁監視や防災・防犯監視等の分野において、24時間監視可能なカメラシステムの作成・設置の実績を数多く有している。特にも暗闇の中でも撮影できる赤外線カメラについては、高い技術力とノウハウを有しており、県内沿岸部自治体への設置実績も豊富である。また、当市の建設工事等請負資格者名簿にも登録されている。</p> <p>今回のカメラシステムの導入に当たり、上記の必要条件を考慮した結果、予算の範囲内で赤外線カメラの設置を実施可能な業者は、海洋総合開発株式会社以外にない。</p> <p>以上の理由により、上記選定業者以外の業者では、契約の目的を達することができないため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。</p>	

